

教育委員会会議の議事録（平成27年7月定例会）

◆ 日 時 平成27年7月31日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 本庁舎2階 第1委員会室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光
教育長職務代理者 宮腰 英一
委員 永広 昌之
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子
委員 吉田 利弘

◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 6月定例会 議事録承認

3 議事録署名委員の指名 齋 藤 委 員

4 付 議 事 項

第14号議案 平成28年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択について
(教育指導課長 説明)

草刈委員 来年度から発行者が変更になる教科について、教えていただきたい。
教育指導課長 2教科あり、一つが音楽（器楽合奏）で教育芸術社から教育出版に、もう一つが保健体育で、学研教育みらいから東京書籍に変更になる。

原案のとおり決定

第15号議案 平成28年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択について
(高校教育課長 説明)

吉田委員 別添採択申請書2ページの仙台高校について、下から3番目の国語は「購入せず」になっているが、採択希望の理由が記載されている。一方、別添採択申請書10ページの仙台工業高校について、下から3番目の外国語は「購入せず」になっているが、採択希望の理由が記載されていない。この違いはどうか、説明していただきたい。

高校教育課長 各高校からの申請については、「新規」、「継続」、「購入せず」という3パターンある。「新規」と「継続」については、各学校の調査研究委員会において十分調査研究した上で、各学校長から今年度採択申請があったものである。「購入せず」については、昨年度採択が認められてすでに生徒たちが購入して自分の手元にあるものを、来年度も引き続き使用することになっている。

「新規」と「継続」については、各学校からの採択申請の様式を示して統一したが、「購入せず」については指示が不十分であったこともあり、各学校から提出された申請書の中身に違いがあり、採択希望の理由を記載している学校と記載していない学校がある。記載している学校に確認したところ、昨年度採択申請した際の理由を転記したということであった。事務局からの指示が不十分だったので、来年度は統一したいと考えている。

齋藤委員

別添採択申請書50ページの仙台市立仙台青陵中等教育学校の保健体育の記述について、少し分かりにくい。4年生は継続で、5年生、6年生は購入せずということだと思うが、表記の仕方をもう少し工夫した方がいいのではないか。同じく別添採択申請書49ページの一番上の地理歴史は、5年生は継続で、6年生は購入せずということだと思うが、公民は購入学年として5年生、6年生と記載されている。また、6年生のところには「一部購入せず」となっており、非常に分かりにくいので、もう少し表記を工夫していただきたい。

高校教育課長

また、別添採択申請書56ページの鶴谷特別支援学校の欄外に記載されている「G」、「P」、「S」、「全」というグループの分け方は全国共通のものか。

1点目の別添採択申請書50ページの保健体育について、4年生は平成28年度に購入して4年生で使用する、5年生は平成27年度の4年生の時に購入したものを引き続き5年生でも使用する、6年生は平成26年度の4年生の時に購入したものを6年生でも使用するということである。1冊の教科書を3年間にわたって使用することになっているが、委員ご指摘のとおり分かりにくいので、来年度は工夫したい。

特別支援教育課長

2点目の別添採択申請書56ページの鶴谷特別支援学校の欄外のグループ編成については、全国共通のものではない。それぞれの学校が生徒の実態に応じて指導するグループを分けている。鶴谷特別支援学校の場合は3つに分けており、「G」はゴールド、「P」はプラチナ、「S」はスペシャルというように、名前のつけ方もそれぞれの学校で工夫している。

草刈委員

今の鶴谷特別支援学校の件について、別添採択申請書56ページの表の中には「S」のグループに対するものが申請されていないが、これはどういうことか。

特別支援教育課長

「S」の簡単な課題に取り組むグループの子どもたちは、この表に記載されている教科書ではない教材、例えば教員の手作りの教材や他の参考資料などを授業に取り入れることにしている。

草刈委員

別添採択申請書11、12ページの仙台工業高校の教科書を見ると、ほとんど実教という出版社の教科書が申請されているが、専門科目なので、実教という出版社の教科書がほぼ使われるということではよいか。

高校教育課長

仙台工業高校の全日制と定時制、また仙台商業高校の商業科目については、実教出版の教科書が圧倒的に多くなっているが、それは各科目の教科書の出版社が実教出版1社しかないためである。基礎科目で需要が見込まれるものについては、2社のものもあるが、工業や商業については実教以外の教科書が出版されていないのが実情であり、学校としてはその教科書を選定せざるを得ないという事情がある。その点に関しては7月8日に開催した選定協議会の中で、各校の委員からも指摘があった。専門科目とはいえ、選択の幅がないのはいかがなものかという意見は出ていた。

今野委員

別添採択申請書45ページの青陵中等教育学校の場合、理科の教科書がたくさん記載されている。例えば「未来へひろがるサイエンス1」、それから「未来へひろがるサイエンス1マイノート」とあるが、これは一対になっているものなのか、あるいは全く別のものなのか。1年生の理科の教科書は何冊なのか分からないので、教えていただきたい。

- 高校教育課長 別添採択申請書45ページの青陵中等教育学校の前期課程の理科については、中学校の理科の教科書である。理科の教科書として、出版社によって1冊の教科書の中に説明と章末の問題をまとめている出版社と、啓林館のように分冊にしている出版社がある。啓林館の理科の中学校の教科書は、教科書の本来の説明部分と章末の問題にある部分を分冊にしているため、2冊とも教科書扱いになっており、2冊まとめたものが1学年の教科書になる。
- 草刈委員 別添採択申請書53、54ページの青陵中等教育学校の参考について、主たる教材として学校作成教材とあるが、教科書の発行者名も記載されている。これは、どういうことか教えていただきたい。
- 高校教育課長 学校設定科目というのは各学校の特色を出すために、各学校で設定している教科、それから教科の中で設定されている科目以外のものを学校独自に設定するというものである。青陵中等教育学校の場合は6年間の一貫した教育で、計画的、継続的なカリキュラムに基づいて教育を行ってきた結果、5年次までに数Ⅰ・数Ⅱ・数A・数学Bまではすべての生徒が終了する。6年次になるにあたって、数Ⅲを引き続き学ぶ生徒と、それまでの数Ⅰ・数Ⅱ・数A・数Bの内容をさらに発展的に学習したい生徒に分かれるわけで、その科目に対応したのが数学探求αと数学探求βということである。
- 草刈委員 数学には順序制があり、一度数学Ⅲを履修すると戻って数学Ⅱを履修できないという制約があるので、5年生の段階で数Ⅲを学んだ生徒が6年生の段階で数Ⅰ・数Ⅱの内容を主として学習する際には、学校設定科目にするということになっている。学校設定科目の場合は、原則として学校作成教材を主たる教材にしなければならない。ただ、それまで4年生、5年生で学んできた数学の教科書を補助教材として参考的に活用して学習を進めていくということで、このような形でⅠ・Ⅱ・A・Bの教科書を補助的に使って、主たる教材として学校作成教材で勉強するような科目となっている。
- 草刈委員 そうすると、この学校作成教材を作っているのは学校で、その補助教材として使用するものが数Ⅰの教科書ということで、ここに表記されていると考えてよいか。
- 高校教育課長 主たる教材として使うわけではないが、授業で教科書を使用することも事実なので、参考資料として青陵中等教育学校に報告してもらっている。

原案のとおり決定

【感想・ご意見】

- 教 育 長 ただ今、第14号議案、第15号議案あわせて教科書選定関係の議案の審議を終了したが、定例教育委員会の前に臨時教育委員会を3回開催して教科書採択の協議を行ってきた。今回の教科書採択を振り返って、あらためて皆様から感想、ご意見を伺いたい。
- 齋藤委員 何年か振りに中学校の教科書を見させていただき、非常に勉強させていただいたというありがたい気持ちになっている。どの社も本当に子どもたちのことを考えて、また先生方のことを考えて教科書を作っているということを非常に強く感じた。だからこそ、1冊に決めるのは非常に重い責任があることだと思いながら、全員で一生懸命議論させていただいた。これから子どもたちがまた夢を持って一生懸命、教科書を見てくれるのではないかと楽しみにしている。
- 吉田委員 各社どの教科書を見ても本当に差がなく、まさに子どもたちのためということを考えて作っているという印象を受けた。今回初めて参加させていただいたが、あくまでもそこに教師が介在しないで、もしこれを子どもたち自身が見た時にどうなの

か、子どもたちが見通しを持って主体的に学ぶことのできるような編集になっているのという視点で主に見させていただいた。ほとんど差はないが、どこかに差があるということを考えて、選考させていただいた。

草刈委員

私も齋藤委員と吉田委員とほぼ同じような意見である。こんなに素晴らしい教科書を1社に絞るといのは大変な作業である。できることなら月替わりにして、いいところをどんどん取り入れていただきたいと思う。

今野委員

どれをとっても、40年前の教科書しか知らなかった者にとっては本当に進歩していると感じた。本当にそれぞれ素晴らしい教科書で、どうしても1冊に決めなければならないという苦しさはあったが、ベストに近い選択だったと考えている。

宮腰委員

教科書はすべての子どもたちが平等に使うということで、どの社もやはりきちんとその点を考慮している。本来であれば、もっといろいろとその中に込めたい事項があると思うが、非常にコンパクトに整理されていて一生使えるものになっている。つまり義務教育段階、中学校を卒業して、高校、大学と進んでいく中で、常にそれを傍らに置いて、いろいろなことを考えてもらいたい。それだけ非常に力を入れてよく作られている。

子どもたちはそれを基礎、見本としてさらに展開してもらい、それぞれの個性を発展させてもらいたい。どの社も非常によく作られた教科書なので、今後は十分にそれを先生方に指導していただいて、子どもたちに基礎、基本が定着するように願っている。

永広委員

中学校教科書について、4年前にも教科書採択に関わったが、各教科書会社とも毎年毎年、内容を検討し、他社との比較を行ってよりよいものにするという努力を行っているということがよく分かる。ただ、国語の教科書を見てみると、教材として扱う作品が非常に平準化してしまっていて、ある意味個性がなくなっているような気がする。社会の歴史公民については、4年前は教科書会社ごとに非常に個性が強かったが、今年度は文部科学省の指導もあって、かなり差が小さくなっている。それにはいい面と、個性がなくなってそれでいいのかという面があって、各教科書会社がそれぞれの教科書づくりの信念を生かして、もう少し個性もある程度出ている教科書を作っていただければ、選ぶ方も選びやすいと思う。

教育長

私からも一言、感想を述べさせていただく。

3日間の協議については本当に皆様から活発なご意見をいただいて、拮抗する場面もあったが、結果的に意見の調整についてもいろいろご協力いただき、最終的には一つの教科書を採択ということで、結論を共有できたと実感している。

教科書そのものは、本当に社会の変化に影響を受けるものである。当然、社会が変化すれば、教科書そのものに反映されてくる。例えば国一つ名前が変わったりすれば、当然それも今後変わっていく。単純にそういう変更の部分もあれば、新しい法律ができたり、新しい考え方が出てくれば、その都度、教科書に反映されていくというように、本当に作る側のご苦労は大変である。

また、教科書の採択は、小学校、中学校に関しては4年に一度行い、我々の仕事はここで収束はするが、新年度から学校で教員一人一人がどう教えるかに尽きる。非常に知恵を絞って作っていただいた教科書であっても、それを活かすか、無駄にしてしまうかは教員の一人一人の指導力に負うところが大きい。教科書は必要条件かもしれないが必要十分というわけではない。最後は教員の指導にかかってくる。より教科書が光るためには、教員が日頃から資質向上を目指していただく必要があると考えた次第である。

今年度の教科書採択は、これまで以上に時間をかけて議論させていただいた。これを今後活かして欲しいと考えているので、委員の皆様からいただいた意見等について、事務局であらためて整理して次回に活かすようお願いしたい。

5 報告事項

(1) 平成26年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に係る中間報告について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

- 草刈委員 報告事項(1)の資料の別紙5ページから6ページにかけて、基本的方向の「2家庭での親と子の学びを応援する」の各施策の分野に関する菅井氏の意見を見ると、すべて同じことが記載されているが、大きな枠でご意見をいただいたということか。
- 総務課長 菅井氏からは、まとめてご意見をいただいている。学校教育や生涯学習・社会教育と異なり、家庭教育を支援するという立場であり、各施策に対して個別に意見を出していただくのは、難しいところがあると考えている。
- 齋藤委員 報告事項(1)の資料の別紙の7ページの施策の分野3③「文化・芸術に親しみ活動する機会の充実」についての牛渡氏の意見として、学校における音楽・芸術の鑑賞会は貴重な機会であり、今後も継続していただきたいとのことである。一方で、報告事項(1)の資料65ページの施策の分野3③の平成26年度の事業実施状況を見ると、実施回数が非常に少ないと感じるが、その理由を教えてください。
- 総務課長 実施回数はたしかに少ないが、参加校数は小学校が107校、中学校が25校となっている。学校がまとまって鑑賞する形になっており、回数は少ないものの、多くの子どもたちが優れた音楽や芸術に触れていると認識している。
- 教育長
教育指導課長 回数としては、例年大体同じぐらいか。
青少年のためのオーケストラ鑑賞会については、ふれあいオーケストラ、こころの劇場も含めて毎年、小学校5年生、6年生を対象として行っており、回数は例年とほぼ同じである。
- 齋藤委員 5,6年生のうち、どちらかの学年がこころの劇場で、どちらかの学年がオーケストラを鑑賞することになっているのか。
- 教育指導課長 5年生がオーケストラの鑑賞、6年生がこころの劇場を鑑賞している。今年度についても、劇団四季の演劇の鑑賞を6年生が行うことになっている。
- 齋藤委員 今後もぜひ継続していただきたい。
次に、先ほどの報告事項(1)の資料の別紙の7ページの施策の分野3⑥「現代社会の課題について学ぶ機会を広げる」についての牛渡氏の意見として、「文化財資料を展示するコーナーの設置校を増やして、歴史的資源を通じた教育が必要だ」ということだが、現在どのぐらい小学校に設置しているのか。またどういう形で展示をしているのか教えてください。
- 生涯学習部長 現在の実施校数は、今手元に資料がないので、後ほどご報告したい。
展示方法については、学校の一部スペースを借りて、ガラスケースに発掘された遺跡からの土器の破片などの遺物を入れて、それに解説をつけて展示している。
- 齋藤委員 設置にあたっては、学校から希望があったところを優先しているのか、あるいは事務局が設置する学校を決めているのか。
- 生涯学習部長 毎年、年度当初の校長会などの場を借りて、設置を希望する学校を募り、希望があった学校に設置するようにしている。ただ、数の限りもあるので、いろいろご相談させていただいている状況である。
- 教育長 補足すると、発掘した遺物は通常倉庫に収蔵しているが、文化財の活用をさらに進めていくためには、子どもたちが見て、触れて、知ってもらおうということがまだまだ不十分なので、それぞれの地域で発掘されたものは、その地域にある学校

に展示するという進めている。展示する場合には、スペースが必要なので、希望する学校に手を挙げていただいて、提供できるものを展示している。遺物は生きた教材であり、自分たちの地域の歴史を学び直してもらうことができる。非常に地味だが、時間をかければ広がっていくということで進めている事業である。

齋藤委員

地域によっては遺物が出ないところもあり、そういう地域だからこそ必要だということもあるということをお忘れずに、なるべく満遍なくいろんな学校に展示していただきたい。

生涯学習部長

先ほどの設置校数について、平成22年度以前は7校ほどであったが、それ以降、毎年数校ずつ増やしており、現在は16校に設置している。そのうち1校は私立学校である。今年度は新たに1校設置する予定にしているため、今年度中には17校になる予定である。

今野委員

報告事項(1)の資料49ページの子育て講座の実施について、講座の参加者数が毎年結構増えている。教育は学校にすべてお任せという時代もあったと思うが、保護者が教育に関心を持って、一緒に子どもを育てるという考え方は非常に素晴らしいことである。

子育て講座の内容はどのようなものか、また参加者数が増えているのはどういう理由があるのか教えていただきたい。

生涯学習課長

学校に就学する前に実施する就学時健康診断などの機会を捉え、子どもに関わる基本的な生活習慣や食育に関すること、また小学校という新しいステップに入るにあたって保護者の理解を深める講座を実施している。

約100校にお願いして実施しており、少しずつ関心を持っていただいている状況である。

草刈委員

報告事項(1)の資料3ページからの学識経験者の意見への対応状況に、施策分野を記載していただいて、とても分かりやすくなった。

その体裁について、もし可能であれば、意見と対応状況をもう少し分かるような形で記入していただければ、非常にいいと思う。教科書を多く拝見していたこともあり、これだけの取組みをしているので、対応状況を太字にするなどもう少し見やすくしていただけたら、なおいいと思う。来年度以降で構わないので、ご検討いただきたい。

総務課長

点検評価の様式は、特に法律でも規定されているわけではなく、また国から具体的な様式は示されていないので、柔軟に記載することができるようになっている。例えば見出しをつけるなど、今後検討させていただきたい。

吉田委員

多くの時間をかけており、非常に意義のあるものなので、これをもっと効果的にやっていただければいいと思う。単なる事業の点検、進行管理ではなく、もっと物事を横断的に捉えて、評価していくことが必要である。したがって、課レベルではなく、むしろ部レベルで見えていただきたい。そしてその事業のあり方に対する軽重を考えていただいて、重点化、精選というところまで部レベルで考えていただければ、非常に役立つ報告書になる。

ただ、それにしても全体像を見てとるには、分かりづらい。なぜかと言えば、例えば、基本的方向として「3市民一人一人の学びの機会と活動を広げる」とあるが、この市民の捉え方が一体どういうレベルなのか分からない。報告書を見ると、学校にいる子どもたちも市民と捉えている。文化芸術という施策の分野に学校での音楽鑑賞、芸術鑑賞のあり方が記載されており、現代社会の課題について学ぶ機会を広げるところには、防災教育の副読本も入っている。市民と言うと、どうしても我々は社会教育という認識がある。そこに子どもの学校での教育内容が入っていて、混在しているので、非常に分かりにくくなっている。したがって、その場面と対象とする人との関係性をもう少し明確にすれば、分かりやすくなる。

もう一つ、施策の分野に目的とすることと手段とすることというものが混在している。例えば基本的方向の「1子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現する」というところでは、「①地域とともに歩む学校づくり」、「②確かな学力の育成」になっている。①はどちらかと言えば、手段だと思う。一方、②は目的というように、そうしたところの整理が必要である。

それから基本的方向の「市民一人一人の学びの機会と活動を広げる」のところでは、「①社会教育施設の機能の充実」になっている。これらの機能の充実は、「②読書活動の推進」、「③文化・芸術に親しみ活動する機会の充実」、「④地域スポーツ活動の充実」、を充実させるための施設の機能の充実というような位置づけなど、このあたりをもう少し整理すれば、見やすく、分かりやすく、そして横断的な見方もできるという印象を受けた。

ただ、この報告書のベースになっているのが教育振興計画なので、今すぐ変えることはできないが、今後、教育振興計画の改定時期が来ると思うので、その時に再度、検討していただきたいと考えている。

総務課長

点検評価については、教育振興基本計画の進行管理を兼ねており、計画で定めている5つの基本的方向と30の施策の分野の項目に沿って作成している。その結果、場面と対象者がはっきりしないところ、例えば学校支援地域本部であれば子どもたちを対象とするものではあるものの、一方で子どもたちにいろいろなことを教えてくれる市民自身が学ぶ場でもあるということ、その目的や効果がそれぞれにある。いずれにしても、今後平成29年度からの教育振興基本計画を策定することになるので、今いただいたご意見なども十分に踏まえて、目的や効果、そして目的と手段、そうしたことが明確になるように工夫していきたい。

齋藤委員

報告事項(1)の資料54ページの託児ボランティア養成について、市民センターの託児つき講座等で、託児を実施した事業は47講座ということである。また託児ボランティア養成講座等については2回開催したということである。託児ボランティアというものは、保護者が講座に参加する時の託児のボランティアなのか。あるいは託児をしながら勉強できるというような捉え方なのか。まずは託児ボランティア養成について教えていただきたい。

生涯学習部長

託児つき講座等で託児を実施する時に、その託児に携わっていただくボランティアを養成するための講座が託児ボランティア養成講座である。託児つきの講座については、各地区の市民センターで企画しており、あわせて47講座実施した。その際に託児に携わっていただくボランティアを養成するための講座、あるいはスキルアップを図っていくための講座を2回実施したということである。

齋藤委員

託児ボランティアに登録した方が、託児つきの講座を実施する時にお手伝いをすると考えてよいか。

生涯学習部長

そのとおりである。託児ボランティア養成講座を受講された方にご登録をいただき、その方々にサークルを作っていただいている。市民センターでは託児つきの講座を企画するが、サークルの方々と調整して年間計画を決めるという形をとっている。

齋藤委員

託児ボランティア養成講座の窓口は各市民センターになるのか。

生涯学習部長

託児ボランティア養成講座の担当は生涯学習支援センターであり、託児つきの講座の企画は各地区の市民センターになっている。

教育長

ボランティアを養成する機関とボランティアを活用した講座を実施する機関が異なるということである。

齋藤委員

報告事項(1)の資料94ページの子ども参画型社会創造支援事業について、私はこうした事業があると知らなかった。平成26年度の事業実施状況や事業の効果等からすると、とてもすばらしい事業である。事業の課題・改善策としては、「学

校等へ向けた情報発信が不足しがちな面もあった」ということだが、一般市民はよく分かっていない。まずこの事業の内容について教えていただきたい。

生涯学習部長

子ども参画型社会創造支援事業については、平成22年度に公民館運営審議会から新しいまちづくりに取り組むための市民センターの役割についてご提言をいただき、その中に盛り込まれていた事業であり、それを具体化して実施しているものである。

事業の内容については、現在、各区の5つの中央市民センターが試行的・先導的に実施している。地域社会の構成員の一員として子どもたちが、地域に積極的に参画する視点を持つことで、将来的に地域で主体的に活躍できる人材育成を目指そうという事業である。各区の中央市民センターで参加者を募集して、子どもたちが実際にいろいろ自分たちで企画したり、体験したりする事業である。

募集する段階で学校に情報提供して、子どもたちにPRしている状況であるが、学校との連携をより密にしていこうということが今後の課題だと考えている。

この事業は、各地区の市民センターにも今後広げていきたいと考えているので、各区の中央市民センターが地区市民センターと連携を図りながら、広めていくことを目指している。

齋藤委員

この事業はジュニアリーダー育成支援事業と非常に似ているが、これを一本化しないのはなぜか。

生涯学習部長

ジュニアリーダー育成支援事業は、子ども会活動などの支援を行う中学生・高校生のボランティア活動となるジュニアリーダーを育成するものである。現在のジュニアリーダーについては、子ども会活動だけではなく、より活動の幅を広げようということで、地域の活動にもボランティアとして参加している事例が増えてきている。そういう意味では、子ども参画型社会創造支援事業と類似する部分はあるかもしれないが、現在ジュニアリーダーは基本的に子ども会活動や小学生以下の子どもたちの遊びを指導することがメインになっている。

子ども参画型社会創造支援事業については、中学生も参加しているし、また一部では高校生も参加している。事業の対象が重なる部分があるので、今後ジュニアリーダーの活動と子ども参画型事業の連携を検討していく必要があると考えている。

教育長

齋藤委員からは、2つの事業をなぜ統合しないのかというご質問もあったが、その辺はそれぞれ役割が違うから分けているということか。

生涯学習部長

先ほどご説明したように、各区の中央市民センターで実施している子ども参画型社会創造支援事業については、地域の子どもの人材育成を図るということで、まず各区の中央市民センターで企画した事業に対して、参加する子どもたちを募集している。ジュニアリーダーについては、子ども会活動等の世話をする子どもたちということで、事業の目的が少し異なっている。

ただ先ほどご説明したが、実際の活動の中身はリンクする部分もかなりあり、入口は違うが、活動の場面で両者の事業をリンクさせるということは考えられるので、その辺は今後うまく対応していきたい。

齋藤委員

せっかくいいことをやっているのに、もったいない気がする。子ども会活動から始まっているので、違う事業になっているということも分からないわけではないが、子ども会活動も地域で行うことである。そうしたことからすると、多忙である市民センターがわざわざ2つの事業をやるのではなく、一本化して事業を一つでも減らして、多くの子どもたちに参加していただいた方がいいのではないかと思います。

子ども参画型社会創造支援事業について、学校へ向けての情報発信をきちんと考えているのであれば、ジュニアリーダー育成支援事業の方も学校とのリンクが必要である。ジュニアリーダーを目指す子どもたち、あるいは社会に参加していくという気持ちを持っている子どもたちが集まるという意味では、一つの事業に

してもいいと思うので、意見を述べさせていただいた。

生涯学習部長

委員がおっしゃるように、社会に関わる活動を行っていくという意味では両事業が共通する部分がある。

一方、ジュニアリーダーについては先ほどからご説明しているように子ども会活動、子どもの世話をするボランティアをしたいということで集まってくる。また、子ども参画型社会創造支援事業は、地域でいろいろな地域に関わる活動を企画したものに参加したいという地域の子どもたちが集まってくるものであり、目的が違う。

ただ、委員からの意見の趣旨も踏まえ、今後、活動内容をリンクさせる、あるいは連携して実施するなど検討していきたい。将来的に各地区の市民センターに子ども参画型社会創造支援事業を広める段階で、ジュニアリーダーとの関係についてきちんと考えたい。

齋藤委員
教育長

よろしく願います。

今の件については、本当に統合するのがいいのか、もう少し役割分担を明確にして、それぞれ違う事業として継続するのがいいのか、事務局で今後検討していただきたい。

宮腰委員

2名の学識経験者とも、ボランティアないろいろな企画について高い評価を与えている。ボランティアズムというのはいわゆる市民社会の教育への参画ということを促していく、公と私の間隙を埋めるということでは非常に重要な企画であり、重要な考え方である。しかしながら、ボランティアというのは常に任意の意思、自己の意思によって動くということなので、継続性という問題があるとともに、必要な時に、必要なところにボランティアがいないということもある。ボランティアの問題点は常に考えなければいけないが、ボランティアがさまざまな事業に出てくる。学習ボランティアもあるし、先ほどの生涯学習もある。あるいは子ども体験プラザのボランティア、防犯に対するボランティア、託児に対するボランティアなど、さまざま出てくるが、ボランティアに参画している方々に対する手当、例えば交通費などは支給しているのか。また、国に補助金を申請しているのか。

また、何かあった場合の保険などを措置している自治体もある。ボランティアの継続性やスキルアップを考えた場合、そういうところを市で支援していただきたいが、いかがか。

生涯学習部長

生涯学習関係でもボランティアの方々にご活躍いただいている。私が知っている範囲で申し上げると、先ほどの託児ボランティアについては交通費程度の費用弁償ということで若干の金額をお支払いしている。そうした支払いについて、国の補助金などは申請しておらず、現在は市の予算で対応している。

教育長
総務課長

総務課で把握しているものはあるか。

ボランティアの確保について、ボランティアの方々の協力が欠かせない事業もある。それぞれの事業において教員や地域のコーディネーターが、ボランティアをしていただける地域の方を探して、ボランティアを確保している状況である。

ボランティアの方に対する手当としては、基本的には交通費などの実費部分を支給していることが多い。危険を伴うようなものであれば、市の方で保険に加入している。

宮腰委員

ボランティアとして活動している方を支えるという観点から、民間企業等から資金を募ったり、チャリティーのような形でお金を集めたりしないと、長続きしないと思うが、そういう活動はしていないのか。

総務課長

市が実施する事業であれば、その費用は市が予算を確保して実施する。その中でその財源として、例えば地域支援本部であれば国の補助制度などがあるので、そういうものを活用して財源を確保するという事は行っている。また、地域の方々が

自主的に行うような活動もさまざまある。そういうことに対しては、市としてその活動に対して助成を行って、その活動を活性化させるというメニューもある。

宮腰委員

市の働きかけとしてはそれでよいが、民間企業等に対して、ボランティアの方々を支援するためにいろいろサポートしていただくための働きかけはしていないのか。

堀田理事

宮腰委員のご指摘の件については、一つの例として子ども体験プラザが挙げられる。昨年、仙台市では子ども体験プラザを開設して子どもたちの体験活動を行っているが、体験プラザを設置する際に市が民間企業に呼びかけをして、ブース設置をしていただいた。また、体験活動の中で行われるスチューデントシティのプログラムに各企業から社員を派遣していただいて、子どもたちに指導していただいている。そうした活動にはさまざま必要な物品があり、それらを各企業からご提供いただくという形でご支援をいただいている。

基本的には教育委員会が行う事業について、自治体として直接企業から資金の提供を受けるということは、法律的な問題等もあってなかなか難しいと考えており、基本的には国からの補助、あるいは市の一般財源を使って実施することになる。今申し上げた子ども体験プラザの例のような形で、民間企業から人的あるいは物的なご協力をいただいて、教育の環境活動をさらに充実させていくという工夫については、今後もいろいろと考えてまいりたい。

それから、もう一つの例として学校支援地域本部がある。学校支援地域本部は、全市的に設置するという方向で進めており、それについては国からの補助をいただいて、それを地域本部に補助している。一部の学校支援地域本部においては、幅広くいろいろな事業に取り組むということで、例えば地域の町内会から補助をいただく、あるいは学校のPTAから補助をいただくということで、行政からの補助ではない支援をいただいて活動を充実させて、子どもたちとその地域における教育環境の充実に向けた取組みをしているというところもある。今後も教育委員会として、学校に関係するさまざまな団体との連携の中で、さらにいろいろな工夫ができないか考えてまいりたい。

宮腰委員

ぜひそういう機会があれば十分に活用して、さらに継続性と質の向上を図っていただきたい。

永広委員

先日、国際教員指導環境調査の結果ということで、学校の先生の在校時間について新聞で報道されていた。相変わらず長時間学校に縛りつけられているという現実があって、それがなかなか改善されていない状況である。それに関連して、報告事項(1)の資料45ページから施策の分野「1⑦教職員が子どもに向き合える体制づくりと力量の向上」が記載されている。校務支援システム導入の検討が数年前から行われていて、昨年度は導入効果調査を実施したということである。事業の効果等として、システム化による情報共有やデータの再利用等による効率化も強く望まれている現状が把握でき、この導入効果調査の結果、一定の時間削減効果が見込まれるという有効性が明らかになったということである。

この情報共有というところに関して1つ気になるのは、情報セキュリティの問題である。共有するということは便利だが、セキュリティの部分で大きな問題が出てくる可能性がある。導入効果調査ではセキュリティの問題についても検討したのか。

また、一定の時間削減効果が見込まれるという結果が出たということだが、具体的にはどれくらいの効果が見込まれるのか。下手をすると、新システム導入によってシステムに振り回されるというようなことも考えられ、かえって先生方がいろんなことをやらなければならないとなり、大変になるということがあり得るが、そういうことも考えた上での効果なのかどうか、教えていただきたい。

教育指導課長

校務支援システムについては、後日、委員の皆様にご説明したいと考えており、詳細についてはその際にお話しさせていただきたい。セキュリティに関しては、個

人情報の関係でまず一番に考えなければならないということで、いろいろな面から情報セキュリティに関して検討し、その上で校務支援システムの導入を進めているところである。

時間削減効果としては、1日30分程度軽減できるのではないかという調査結果が出ている。

永 広 委 員

後日また詳しくご説明していただきたい。また、国際教員指導環境調査によると、先生方が研修のために時間をとるのは厭わないという結果も出ていた。先生方の資質向上ということを考えて上で、余裕を持って研修を受けられるようにするために何ができるかということを考える必要がある。もちろん校務支援システムもその一つだが、もう一度きちんと考える必要がある。

教 育 長

校務支援システムについては、教員の多忙化解消の一つの手段ということで、検討を進めているところである。多忙化解消対策は非常に根の深い課題なので、各課に及ぶところで少しでも軽減効果が出せるようなことをいろいろ検討して、また実施しているものもある。校務支援システムも、もちろん軽減効果が見込まれる。学校ごとに違う様式を使っているものを統一化することで、できるだけミスを少なくし、また異動しても先生方が混乱せずに、どこの学校でも同じような事務を進められるという効果も狙いとしている。実施する段階では十分な準備とあわせて研修もした上で実施に臨むこととしたい。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興及び教育環境整備に係る要望について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

教 育 長

今週の月曜日27日に文部科学省に要望してきた。文部科学省では、国会が続いていることや人事異動の直前ということもあって、在席していない課長もいたが、在席していた課長には要望書を直接お渡しした。今年は復興5年目ということで、復興関係の事業はもう終わりというように国から見られないように、心のケアをはじめとして今後も継続して続けていく必要があると説明した上で、要望書をお渡しした。今後も継続して粘り強く要望は続けていきたいと考えている。

吉 田 委 員

この後、報告事項(3)として政令指定都市の要望について報告される予定であるが、報告事項(2)の要望は仙台市独自に要望しているということでよいか。

教 育 長

そのとおりである。指定都市の共同要望は、仙台市が政令市になってからやっているが、仙台市教育委員会として独自の要望は政令市移行後、特にしていなかった。今回大きな震災があったことで、要望しなければならないことがたくさん出てきたので、平成23年から独自に要望している。特に学校施設等の被災が大きかったことで、当初はハード面を中心に要望してきた。ハード面については徐々に達成されてきたが、引き続きソフト面の要望が残っている。先ほど申し上げた心のケアや、スクールカウンセラーの緊急配置、学校支援地域本部の10分の10補助など、お陰様で今は国に支えられているので、国の予算は当然厳しい面もあるが、可能な限り継続していただくよう今後も要望していきたい。

あわせて震災以降、県に対して例年9月に要望をしている。政令市以降も県を通じた事業採択などがあり、また教職員関係についても県が窓口になっている。平成29年度に移譲されると、直接国とやりとりする部分もあるが、現在はまだそういうものが残っている。また、文化財関係もまだ県を通じてやりとりしているので、国と県に対しては仙台市教育委員会独自で要望を続けている。今後必要

な限りは続けていきたい。

宮 腰 委 員

先ほど文部科学省の人事異動についての話があった。東北大学出身の方など、仙台の状況をよくご存じの方に対しても、直接要望するというのはなかなか難しいと思うが、そうした方々にお話を聞いていただけるような機会をぜひ設けていただきたい。

教 育 長

今後人的ネットワークも活用しながら、必要な要望は続けていきたいと考えている。年に1回の要望活動だけでなく、いろんな機会を捉えてネットワークを太くしながら要望を続けていきたい。

(3) 平成27年度指定都市教育委員・教育長協議会の要望活動について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

教 育 長

毎年度、指定都市が共同で要望活動をしているものであり、各都市の個別特有の事案はあまり要望事項には入っておらず、共通のものを中心に要望している。特に平成29年度の県費負担教職員の移譲に伴う事務等経費の増嵩があるので、それは国において措置されるようにとの要望をしている。

宮 腰 委 員

報告事項(2)の資料1ページの県費負担教職員制度の見直しについて、基準財政収入額への算入率の取扱いを、「現行の道府県に対する算入率によって算定されたい」と要望している。これは基準財政需要額に対して高等学校の経費を加味した場合、やはり県立も多く、そちらの方が有利だということで、こうした要望内容になっているのか。

また、その次の基準財政需要額の単価乖離の是正について、「地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、所要額全額を算定されたい」ということであるが、単位当たりの単位費用が縮小してきているのか、また担当省庁である総務省に対して直接要望したのか、伺いたい。

総 務 課 長

基準財政収入額の算入率について、基準財政収入額の対象となる税目がいろいろあり、基準財政収入額として算入するにあたってそれぞれの税目に算入率を掛けて基準財政収入額を算定する仕組みになっている。それぞれの税の種目によって算入率が異なっており、また都道府県と市町村とでは算入率が異なるものがある。今回、住民税の一部が税源移譲されることになっており、道府県の算入率をそのまま適用していただきたいという要望内容になっている。

また、地方財政計画の単価と交付税単価の乖離の部分については、資料を持ち合わせていないので、現在その乖離の状況がどの程度になっているかご説明できないが、これについては総務省の管轄になるので、指定都市教育委員・教育長協議会の事務局である千葉市が総務省に要望書を提出している。

教 育 長

地方財政計画の単価と交付税単価の乖離の部分については、データがないのですぐにお答えできないということだが、宮腰委員が懸念されているのはどのような点か。

宮 腰 委 員

都道府県というのは、各市町村の間にそれぞれ差があり、基準財政需要額に対する収入額の差が出てくるので、それを補うのが地方交付税である。したがって、県レベルでそれを計算するということは、政令市20都市にとっても共通の基準となっていていいと思う。総務省では一市町村それぞれで計算しているので、それぞれの政令市によって足並みが揃わないということが出てくるので、都道府県レベルでこれを共通の尺度として、それでこれで算定していただきたいという要望を出すのはいいことである。ただ、総務省がそれで納得するかと言えば、やはり政令市間でも格

差があるので、一律でいけるかどうか心配なところである。

総務課長

委員ご指摘のとおり、それぞれの政令市でさまざまな事情があるが、今回の要望の趣旨としてはあくまでも政令市共通の要望ということで、道府県に対して基礎となっている算入率があるので、税源移譲後も同じ算入率を適用していただきたいという趣旨である。

教育長

最終的にどういう形になるか分からないが、税源移譲に関しては指定都市全体の協議会の中でも要望活動を行っている。一方、平成29年度の移譲にあたってソフトランディングさせるために、県とも協議を進めながら調整しているところである。できるだけ一般財源に負担がかからないような財源補償されることが一番望ましいが、まだ予断を許さないところがあるので、報告できることが出てくれば、適宜報告させていただく。

宮腰委員

税源移譲に関しては、教職員の配置の改善に大きな影響を与える最優先事項である。非常に重要な課題なので、移譲することによって財源が減ってしまうことにならないように、他の政令指定都市や市長部局とも協力の上、ぜひ頑張ってください。

永広委員

指定都市教育委員・教育長協議会の場で、総務省の動きの情報はあったのか。また、7月16日に千葉市教育委員会が中心になって要望活動をしたとのことであるが、その時の情報は伝わってきているのか。

それから、これまで指定都市教育委員・教育長協議会という名称だったので、おそらく影響はないと思うが、教育委員会制度の改正に伴って協議会の性格等について変更しなければいけないことがあるのか。協議会でそういう話題が出たのかどうか教えいただきたい。

教育長

6月1日に開催された指定都市教育委員・教育長協議会では、総務省の見解などの情報はなかった。議論の中心になったのは、文部科学省が財務省との関係で教員定数の削減については強く反対をしていく、緊急要望をしていこうということであった。

また、協議会の性格等については、改正後の教育委員会制度がスタートしたばかりということもあって、議論にならなかった。教育長が従来の性格と変わったが、協議会自体は変更するものはないだろうという認識であり、各都市からも特にそのような意見はなかった。

総務課長

7月16日に千葉市が要望活動を行ったが、その時の情報はまだ届いていない。

齋藤委員

要望書を拝見して、性同一性障害やいじめ、不登校等の課題がさまざまあり、今後、外部専門家、専門医の派遣が学校に必要だと思う。そうした専門家の方が学校にいて教職員が非常に安心する。また、特別支援教育にも教育的ニーズに応じた理学療法士や作業療法士、その他の専門性を持った方々が学校に入ってもらえるように要望していただいたのは非常にありがたいことである。

1つお聞きしたいのは、報告事項(3)の資料15ページの中段ぐらいにある「また、平成19年度から特別支援教育の推進・充実のための教員の配置が実施されているが、特別支援教育を推進する地域のセンター的機能の充実」というのは、どういう意味か。

教育長

平成18年に特別支援教育に関して法改正され、それまでの特殊教育から特別支援教育に方向性が変わるなど大きな転換点であった。それまでの養護学校から特別支援学校に変わったが、単に名称だけが変わったのではなく、その圏域の小中学校のセンター的機能を持つことを求められるようになった。仙台市の場合は鶴谷特別支援学校があるので、人材育成や連携などのセンター的機能を持つよう求められている。県の場合であれば、拠点ごとに支援学校があるので分かりやすいが、仙台市の場合は、教育センターが担っている特別支援教育の研修機能と鶴谷特別支援学校

の機能の役割を分担するような形になる。大都市としてのセンター的機能というのは、法律上のセンター的機能、子どもの教育をする実施機関としての機能と、教員の人材育成やいろいろなノウハウを周辺の学校に対しても支援していくという機能をあわせて、センター的機能と言っている。

(4) 市議会報告について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

- 宮 腰 委 員 報告事項(4)の資料3ページの奨学金について、給付型の奨学金は今すぐ創設しないが、民間などでもそうした制度があり、そうした制度の活用をお奨めすると答弁しているが、民間の給付型奨学金制度をすべて把握しているのか。そして、それぞれの児童生徒にそうした情報がきちんと伝わっているのか伺いたい。
- 総務企画部長 民間の奨学金制度は、私どもが把握しているものだけでも実にさまざまなものがあり、そういう意味では民間の制度をすべて把握できていないかもしれない。極力把握するよう努めて、そうした情報を学校にお伝えし、学校の中で必要としている児童生徒あるいは保護者の皆様にその情報が届くように努めている。
- 宮 腰 委 員 実際どの程度民間の制度が活用されているか把握していないのか。
- 総務企画部長 民間の奨学金制度の場合、私どもが申請の経路機関になっているわけではないので、残念ながら正確に把握はできているとは言い難い。
- 宮 腰 委 員 できるだけ把握に努めていただきたい。
- 次に、報告事項(4)の資料4ページの部活動の安全対策に関連して、中学校の授業に武道が必修化される際に教育委員会でも議論したが、この1年間で体育の授業の柔道等でのケガは、どのような状況になっているのか
- 総務企画部長 学校内におけるケガについては、日本スポーツ振興センターにおける保険制度に加入しており、それに関する報告は上がってきているが、本日は資料を持ち合わせていないので、詳細についてはご説明することができない。
- 教 育 長 中学校で武道が必修化されてからケガが増えたという報告は受けていない。武道の必修化にあたってはかなり慎重に導入するというので、いきなりハードなトレーニングをするのではなく、本当に基礎、基本的なことからやることにしている。また、教える側も専門家からの研修を受けてから、授業を行っている。当初は、武道の授業の中でのケガが心配されたが、ほとんど聞いていない。むしろ問題は部活動の方である。部活動は試合のためにトレーニングするという点で、どうしてもケガをしてしまうことがある。そういうことを踏まえ、重症化しないよう、大きなケガにならないように、部活動の指導の中で行っているところである。
- 宮 腰 委 員 報告事項(4)の資料5ページの主権者教育に関連して、例えば仙台市として市民性教育などの研究開発校を指定しているのか。
- 教育指導課長 特に仙台市としては、そのようなことはしていない。
- 宮 腰 委 員 今後主権者教育ということで、中学校段階でそうした研究開発校を設けられるという計画はあるか。
- 堀 田 理 事 主権者教育については、先般、選挙権が18歳まで引き下げる法改正がされたばかりである。いずれ国から主権者教育に関して通知等があると思うので、そういうことも踏まえて適切に対応してまいりたい。今回、中学校の教科書を採択したが、来年度、実際その教科書が給付されるまでの間において、法改正に伴う部分の修正などもあり得る。一番の課題としては、高校において高校3年生がいわゆる選挙権を有する18歳の生徒と選挙権を有しない生徒が混在するような状況に

なることである。そういう状況の中で、学校において政治的中立性を確保しつつ、政治についての関心を持ってもらうということで、どのように学校現場において対応していくべきなのか非常に難しい部分もあるので、その辺は国の通知等も踏まえながら、いろいろと研究して対応を考えてまいりたい。

6 その他

事務局 次回定例教育委員会は8月24日（月）に開催する予定である。

7 閉 会 午後4時41分